

## 第10回 バイオマス・ニッポン総合戦略推進アドバイザーグループ会合

### 第11回 バイオマス・ニッポン総合戦略推進会議

#### 議 事 録

○下村室長　それでは、定刻となりましたので、ただいまから第10回バイオマス・ニッポン総合戦略推進アドバイザーグループ会合を開催いたします。

私、司会をさせていただきます農林水産省大臣官房環境バイオマス政策課でバイオマス推進室長を務めております下村でございます。

本日は、第11回バイオマス・ニッポン総合戦略推進会議と合同開催ということでさせていただきたいと考えております。また、本会合は一般公開とさせていただきますので、ご了解をいただきたいと思います。

今回、委員の交代がありましたので、ご紹介をいたします。

嶋委員にかわりまして、新日本製鐵株式会社常務取締役の浜本康男委員に着任いただいております。

次に、本日の委員の出席状況ですが、小宮山座長、堂本委員、西澤委員、日引委員、藤江委員、山地委員、渡部委員におかれましては、ご都合により欠席される旨の連絡をいただいております。また、西澤委員の代理として、稲田様にご出席いただいておりますことをご報告させていただきます。

それでは、本日の資料について確認させていただきたいと思います。

お手元の配布資料一覧のとおりお配りしておりますでしょうか。配布資料一覧ということで1枚紙をつけさせていただいております。

資料1～資料3、それに参考資料1、2、3という形でお配りさせていただいております。不足の点などございましたら、お声をかけていただければお持ちいたしますので、よろしく願いいたします。

それでは、開催に当たりまして、農林水産省吉田技術総括審議官から一言ごあいさつを申し上げたいと思います。よろしく願いします。

○吉田技術総括審議官　ただいまご紹介いただきました農林水産省の技術総括審議官の吉田でございます。よろしく願いいたします。

第10回の会合の開催に当たりまして、一言ごあいさつを申し上げます。

まず初めに、皆様方におかれましては、年度末大変お忙しい中、ご出席を賜りましたことを厚く御礼申し上げます。

また、座長代理の迫田先生初め委員の皆様方におかれましては、日ごろからこのバイオマスの利活用に向けまして、幅広い観点からご指導、ご助言をいただいておりますことに対しまして、心から感謝を申し上げたいと思います。

この会合も、今回で10回を迎えるというふうに聞いております。皆様方からは、これまでも数々の貴重なご意見をいただきました。それらを踏まえながら、関係府省で連携を図りながら、バイオマスの総合的な利用の推進に向けて努めているところでございます。

昨年2月には、国産バイオ燃料の大幅な生産拡大を図るために工程表を作成いたしまして、総理に提出をしたところでございます。その工程を踏まえた形で、今年度から、北海道2地区と新潟県の1地区におきまして、バイオエタノールの大規模な実証事業をスタートさせております。

また、バイオ燃料の関係につきましては、この利用拡大に向けまして、平成20年度の税制改正におきまして、ガソリンに混合するバイオエタノールに課せられるガソリン税の減免措置等の創設が予定されているところでございます。また、後ほど事務方のほうから説明いたしますが、関連した法案についても、本国会への提出を行ったところでございます。各府省連携を図りながら進めておるというところでございます。

さらに、今年7月には、ご存じのように、北海道洞爺湖でサミットが開催されます。我が国の資源・環境対策の取り組みを積極的に情報発信する、またとない機会だというふうに考えておりまして、我が国の取り組みを世界各国に紹介してまいりたいと考えております。

本日は、バイオマス・ニッポン総合戦略につきまして、皆様からご意見を伺うことになっております。バイオマスを総合的に利活用して、持続的な発展の可能な、まさに「バイオマス・ニッポン」が実現できますよう、委員の皆様方から忌憚のないご意見を賜りますようお願いを申し上げまして、開催に当たりましてのごあいさつとさせていただきます。

本日はどうかよろしくお願ひ申し上げます。

**○下村室長** では、これ以降の議事につきましては、座長代理の迫田委員にお願いしたいと思ひます。

迫田委員、よろしくお願ひいたします。

○迫田座長代理　　よろしく申し上げます。迫田です。

議事に入りますが、お手元に本日の議事が（１）、（２）、（３）、（４）その他とありますが、あらかじめお願いしてあるのは、せっかくお集まりいただきましたので、

（１）、（２）、（３）は手短に片づけまして、委員各位の周辺の、あるいはマスコミ報道等々いろいろおありかと思いますが、何でも自由に紹介していただき、また議論をするというのを設けたいと思いますので、おおよそ（１）、（２）、（３）は最初の１時間かからない程度で終わって、残り１時間はそういうふうに時間を使いたいと思います。

それでは、お手元の１番ですが、「農林漁業有機物資源のバイオ燃料の原材料としての利用の促進に関する法律案の概要について」。

これはご担当の農林水産省からお願いしたいと思います。よろしく申し上げます。

○下村室長　　バイオマス推進室長でございます。引き続きまして、私のほうで説明をさせていただきますと思います。

お手元の資料１、大変長い名前になっておりますが、私ども略しまして「農林漁業バイオ燃料法案」というふうに言っております。これにつきまして、ご説明をさせていただきます。

資料を２枚めくっていただきますと、横長の図がついてございます。こちらのほうで説明をさせていただければと思います。

今、通常国会始まっておりますけれども、私どもこの通常国会に、政府といたしまして法案を既に閣議決定・提出して、審議をお願いしているという状況でございます。

そして、この法案の中身でございます。まず、法案に着手した背景が左側でございます。３つほど例示がございますが、まず１つは、農林水産業あるいは農林水産漁村の現場の事情でございます。農林水産業の世界、ここでの需要が低迷している。これは、高齢化でありますとか人口減少社会の突入というような背景で、新しい農林水産物需要の活路というものが求められております。

そして、もう１つは、植えられることのない農地、使われることのない農地、こういうものが拡大してきている。最近の数値では、全国で３９万ヘクタールほどあるということで、農地というものは、一たん放棄されますと、これをすぐに食料生産に使おうとしても簡単には復旧できません。こういったものを有効活用できないかということです。

そして、これもご承知のとおり、原油価格の高騰。ニューヨークの原油先物市場では、既に１バレル当たり１１０ドルを超えるような高騰状況という、燃料面でもいろいろな問題

が生じております。

こういった農林水産業の世界、それから、エネルギーの観点。さらに、後ほど触れさせていただきます環境対策。こういったものを背景に、国産のバイオ燃料の推進を図る必要があると考えております。

バイオマス・ニッポン総合戦略はこの場でもいろいろご説明をし、ご議論もいただきましたと思いますが、平成18年3月に見直し、その際の柱の1つとして、バイオマスを輸送用燃料として利用していくという方針も示したところでもあります。昨年2月には、当時の安倍総理からのご指示に基づきまして、国産バイオ燃料の生産拡大をどう進めていくか。これはバイオマス・ニッポン総合戦略推進会議、関係7府省で議論をし、2030年ごろまでには大幅な生産拡大を図っていくんだという道筋もお示したところでもあります。

これも後ほどご紹介できればと思いますが、私ども農林水産省の関係でいきますと、バイオエタノールの実用商業プラントの整備を本年度から始めさせていただいております。こういった現場での具体的な取り組みが動き出すと、いろいろな課題もより明らかになってきます。

例えば農林漁業者とバイオ燃料をつくる製造事業者の連携が必ずしもとれていない。と申しますのは、これまで日本の農林水産業が、エネルギー原料を安定的に効率的に提供するというような取り組みはしてこなかったわけでございますから、そういった体制づくりが必要となります。

また、製造事業者のほうにとってみても、安定的に引き取って、効率的に生産していくという取り組み、両者の連携というものが必要ではないか。あるいは、研究開発。まだまだ発展途上の技術開発がございますので、こういったものを進めていく必要があるのではないかというような課題が明らかになってきました。これを進めていくための法律スキームをつくらうということが、今回の法案の背景でございます。

そして、法案の内容が資料の真ん中に書いてございます。目的としては、農林漁業に由来するバイオマスのバイオ燃料向け利用を通じて、農林漁業の持続的かつ健全な発展を図る。そして、もう1つが、エネルギー供給源の多様化を図るということです。

このための仕組みといたしましては、まず、国が基本方針をきっちりとつくる。そしてその中で、なぜこれに取り組まなければいけないか。今、るるご説明申し上げた点でございます。また、こういった方向で進めていくのかということについても記載する予定です。

その中に、必ず盛り込まなければならないと考えておりますのは、現在、バイオ燃料の

世界的な取り組みが進んでおりますが、食料との競合でありますとか、環境対策との調和というものが非常に重要になってきております。こういったものを基本方針の中でしっかりと書いていくということでもあります。

この具体的な中身は何かといいますと、2つございます。

この基本方針に基づいて計画をつくっていただく。具体的に計画をつくっていただくのは2パターンありまして、1つは、バイオ燃料の原料になる農林水産物を供給する農林漁業者などと、それをバイオ燃料に加工する製造事業者。この方々がタッグを組んで、共同で原料生産と燃料製造に取り組む計画をつくっていただく。

これが認定された場合には、その下に「認定された取組を国が支援」とございますが、資金面での特例措置でありますとか、あるいは参考資料2というのを後ろにつけさせていただいております1枚紙で、表のほうは「バイオ由来燃料導入促進税制の創設」とございますが、その後ろ側でございます。「バイオ燃料製造設備に係る固定資産税の軽減措置の創設」ということで、バイオ燃料4種類。バイオエタノール、バイオディーゼル燃料、バイオガス、木質ペレット、この4つの燃料製造施設につきまして、計画が認定された場合には、固定資産税を、3年間に限りまして2分の1に減免する特例措置などを講じていく予定でございます。

また、もとの資料に戻っていただきまして、基本方針に基づき作成された計画、これは具体の燃料生産の取り組みなんですけど、研究開発についても支援を考えております。それが真ん中の四角にありますバイオ燃料の製造の効率化に向けた研究開発に取り組む計画です。これについては、資金面の特例措置に合わせまして、バイオ燃料の原料になるような新しい品種を開発育成した場合、これは種苗法の登録が行われることになるとは思いますが、登録料を4分の1にするというような減免措置。

こういった新種の開発から原料生産、それから燃料の製造に至るまでの支援措置を講じて、国内での農林漁業から発生する物質を使ったバイオ燃料生産というものを支援していく。これを農林水産省だけでなく、経済産業省、環境省の3省が共同で進めていくというのがこの法案の骨子でございます。

以上、簡単でございますが、私の説明とさせていただきます。

**○迫田座長代理** ありがとうございます。ご意見等ございましょうが、最初に申しましたように、まず一通り説明を聞いて、その後で議論したいと思います。

続きましては、議事の(2)「揮発油等の品質の確保等に関する法律の一部を改正する

法律案の概要について」、これも長いですがけれども、こちらは経済産業省からご説明いただきたいと思います。お願いします。

○渡邊課長 経済産業省資源エネルギー庁の渡邊でございます。よろしくお願ひいたします。

お手元に資料2、揮発油等の品質の確保等に関する法律の一部を改正する法律案の概要、我々はこの法律を「品確法」と呼んでおりますけれども、今、この法律の一部改正することを予定しております、既に3月4日の閣議を経て国会に提出をしているところでございます。

具体的にどのような内容なのかといいますと、資料の左上のほうの四角の中でございますが、バイオ燃料の導入につきましては、エネルギーの多様化、さらには地球温暖化の問題、そういった問題を解決する手段として有効なものというふうに考えております。政府としては、バイオ燃料の導入を促進をしているところでございまして、京都議定書の目標達成計画、これはご存じのとおり、2010年に、新エネルギー全体で1,910万キロリットルの新エネルギーを導入するという目標をつくっているところでございます。

その中で、バイオ燃料につきましては308万キロリットルの導入目標を、これは一応の目安なんですけれども、政府としては1,910万キロリットル、トータルのところの目標を立てているわけですが、1つの目安として、バイオ燃料につきましては308万キロリットル。そのうち、輸送用のバイオ燃料につきましては、ここに書いてありますとおり、原油換算で50万キロリットルの燃料導入を進めていこうということで取り組みをしているところでございます。

そういった中、石油業界を初めいろいろなところで、バイオ燃料の導入についての取り組みが進んでいるところでございます。例えば石油業界におきましては、ETBE、これは石油精製の過程で出てくる副産物であるイソブテンとエタノールから製造される化合物を、ガソリンにまぜて燃料として使う。そういう取り組みが進んでいるところでございます。

それ以外にも、地産地消型のさまざまな取り組みも存在をしておるところでございます。例えば沖縄とか北海道とかいろいろなところで、エタノールを直接ガソリンにまぜたり、先ほどのETBEとしてまぜるという取り組みが進められているところでございます。

それから、バイオディーゼルにつきましても、京都市などでも、廃食用の油を回収して、脂肪酸メチルエステル化をして、それをバイオディーゼルとして使っていく。そういった

さまざまな取り組みが進んでいるところでございます。

他方で、こういったガソリン・軽油が不適正な品質で取り扱われると、大きな自動車事故の原因になったり、大気汚染の原因となったりするようなことも生じることになりますので、適正に品質を確保していこうということで、今回の法律改正を進めることにしたものでございます。この法律改正を行うことによって、安全・安心を確保し、消費者の利益を確保していくことで、円滑なバイオ燃料の導入がさらに進んでいくということを考えているところでございます。

下のほうでございませけれども、具体的な改正内容でございませ。バイオ燃料が混合されたガソリンや軽油の適正な品質を確保するために、ガソリンや軽油にエタノールを混和する事業者に対して、1つは、事業者につきましては事前に登録をしていただくことを義務づけること。もう1つは、混合ガソリン・軽油の品質の確認をしていただくことを義務づける。こういう2つの内容を、今、法律の改正ということで国会に提出をさせていただいているところでございませ。

右の絵を見ていただきますと、資料でいろいろ説明してありますが、通常、原油を輸入して、一番左の写真のところの製油所で精製をして、ガソリンや軽油なんかをつくっていくわけです。それが油槽所に集められて、ローリーで給油所、ガソリンスタンドのほうに流れていくわけです。今現在は、現行品確法で青いところなんですけど、製油所では品質確認義務がかかっているんですけど、油槽所につきましては、現行品確法で規制がないわけです。

例えば、E3とかBDFの混合軽油の場合につきましては、通常、油槽所でエタノールとガソリンをまぜたり、BDFをまぜたりすることになりますので、そういったところでちゃんと適正な混合が行われるように、事業者の登録とか品質確認義務を課すことにしようとするものでございませ。こういった取り組みを進めることによりまして、バイオ燃料の導入の普及を図っていきたくて考えているところでございませ。

私からの説明は以上でございませ。

**○迫田座長代理** どうもありがとうございました。これについてもご意見等おありでしょうが、後から承ることにします。

続きまして、議事3(3)「各府省におけるバイオマス・ニッポン総合戦略の取組状況及び平成20年度具体的行動計画」に移ります。

今回、委員の皆様には事前に資料をお送りさせていただいておりますので、これを全部

説明してもらおうと大変なことになりますので、特に各府省で説明したいということがおありであれば、20年度の具体的な取り組み等、特徴的な事項を1～2項目程度に絞っていただいて、簡潔にお願いしたいと思います。その後、委員の皆様からご意見を伺いたいと思います。

では、座席の順番で、内閣府からお願いいたします。

**○大江田審議官** それでは、資料3-2の3ページをあけていただけますでしょうか。

「関係者の役割分担・協調」というところのページです。

上から5番目のポツのところにありますけれども、内閣府、各省連携をつかさどって有効に進めるということで、これは科学技術連携施設群「バイオマス利活用」という施策を進めております。もちろん各省で重なりがないということ、あるいは有効に連携をとりながら進めてもらうということで、そういう施策を推進しております。

その下のポツですが、そういう形で進めるために、予算編成時、優先順位等を決める。これは総合科学会議のもとに優先順位を決めてということを進めてまいります。

それから、最後のポツになりますが、ここに「イノベーション25」というのが出てまいります。この中で1つの目玉で「社会還元加速プロジェクト」を進めております。これは国の仕事の中で、スムーズに産業に結びつけるようにということで、一応5年以内の実証実験という形を目指してということで、環境エネルギー問題等の解決に貢献するバイオマス資源の総合的利活用といったものを進めており、各省の皆さんにご協力いただきながら、連携をとって進めていきたいと思っています。

以上です。

**○迫田座長代理** 続きまして、総務省、お願いします。

**○山本課長補佐** 総務省の山本でございます。

総務省消防庁では、資料3-2に基づきまして、概略についてご説明させていただきます。

総務省消防庁では、ガソリンスタンド等を経由して、バイオ燃料が安全に皆様に供給できるような施設の安全対策について検討しております。

資料3-2の1ページ目の②の一番上からのポツでございますが、「安全が確保されたバイオ燃料の利活用を促進するため、安全対策の確立のための調査検討、研究等を行う」ということ。

8ページをごらんください。

8 ページの下から 2 つ目のポツでございますが、自動車燃料の導入に対応した安全対策の確立調査の検討をしております。本年度は E 3 の宮古島実証事業と、また、E T B E の安全性につきまして調査検討を行いまして、ある一定の安全性が確保されましたので、その対策につきまして取りまとめているところでございます。

来年度につきましては、今後 E 3 から E 10 の安全対策等につきまして検討を進めてまいりまして、いざというときに安全対策が乗りおくれることのないように、さまざまな取り組みをしております。

以上でございます。

○迫田座長代理　引き続きまして、文部科学省、お願いします。

○岡村室長　文部科学省の岡村でございます。ご説明をさせていただきます。

資料 3 - 2 の 1 ページ、②「システム全体の設計」の 2 番目のポツでございます。

「遺伝子組換え生物の使用に際しては、遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律に基づき、生物多様性への影響の審査等を行う」ということで、関係府省連携のもとで、当省に関しましては、大学を中心として協力をさせていただいております。

さらに 2 ページ目でございます。③「バイオマスタウンの構築の推進」とございます。

こちらの 2 つ目のポツでございますが、これも当省の大学が中心になりまして、都道府県、地方自治体と一緒に取り組まさせていただきますところでございます。

3 番目でございますが、6 ページ目、②「革新的な変換技術の開発、他分野技術との連携」ということでございまして、その 1 番目のポツが当省の施策でございますが、これは当省の理化学研究所という独立行政法人がございまして、こちらの技術シーズで取り組まさせていただきますところでございます。

以上でございます。

○迫田座長代理　次は経済産業省、お願いします。

○渡邊課長　資料 3 - 2、経済産業省の取り組みは非常にたくさんありますが、先ほど法律の改正もご説明させていただきます、それに関連するところといたしましては、8 ページのところの「輸送用燃料としての利用」でございます。

先ほど言いましたように、バイオエタノール、E T B E、そういった 2 つの取り組み、これは実証試験で、今、問題点の確認なんかのテストを行っているところでございます。

それ以外に、研究開発といたしましては食料との競合の問題もありますので、食料と競

合しないようなセルロース系のものからエタノールをつくるような技術開発を推進していくという取り組みを行っているところです。

簡単ですが、以上です。

○迫田座長代理 続いて農林水産省、お願いします。

○下村室長 参考資料1「バイオマス関係予算概算決定の概要」の15ページをお開きいただけますでしょうか。

ここに「国産バイオ燃料の生産拡大による地域の活性化と雇用の確保 日本型バイオ燃料生産拡大対策80億円」ということで、来年度、20年度の概算予算ということでまとめさせていただきます。

ここで書いております「日本型バイオ燃料」。これは食料と競合しない。つまり稲わらでありますとか間伐材、こういった食料と競合しないものを使ってバイオ燃料をつくっていかう、こういったものを目指したものでございます。食料自給率が39%と非常に低い我が国におきましては、先ほどの法律の基本方針のところでも触れさせていただきましたが、そういった部分に十分配慮していかなければいけない。ただ、そのための具体の取り組みも進めていくというものでございます。

この中身は、左のほうに書いてございます。

まず、研究開発を進める。稲わらなどの非食用資源からエタノールを生産する。これは実用化技術としては、世界水準で見てもまだまだで、アメリカなども非常に力を入れて開発すべく頑張っているところです。

それから、下にございますが、何よりもこういったバイオ燃料を使っていただくためには、国民、消費者の意識改革、いろいろ理解をいただかなければいけないということで、そういった取り組みをしていく。

そして、具体の取り組みといたしましては、真ん中から右上に書いてございます。

1つは、ソフトセルロース利活用技術確立事業、32億円とございます。我が国の農業を見てみた場合、約470万ヘクタールの農地のうち、250万ヘクタール以上が水田でございます。そこから発生いたします稲わらを有効活用していくという方策がないかということでもあります。

この稲わらを、まず効率的に集める取り組み。それをバイオ燃料に加工する具体の取り組み。こういったものを一体的にやっていただく。特にバイオマスの場合、資源として活用するためには、薄く広く存在しているものをどう効率よく集めるか。こういった法律と

も重なるんですけれども、そういった取り組みというものは、まだ我が国では本格的に行われた事例がないわけで、これを実際にシステムとして実証していただくということを考えております。

そして、稲わらだけでなく、林地残材、間伐材といった林の世界でも有効に活用されていない、まだ未利用、さまざまな障害から活用されていないものがございます。それを資源として活用して、新たなビジネスを創造できないかという取り組みもしてみようということでございます。これが私どもの来年度のバイオ燃料予算の柱になるということでございます。

そして、2ページめくっていただきますと、「バイオマスタウン構想を公表した 105市町村」という日本地図をつけさせていただいております。

バイオマスタウン構想、このバイオマス・ニッポン総合戦略の枠組みの中で、実際動き出しましたのは、平成17年から公表を始めましてようやく3年たとうとするわけですが、目標の300市町村に向けて、これは2月末時点で105。現在、私どもヒアリングなり調整している限りでは、さらにこれに30近くが年度末までには積み上がろうかと思っております。こういった取り組みが着々とではあります、皆様のご理解を得ながら進められてきている。さらに、この充実を目指さなければいけないんじゃないかと考えているところでございます。

以上でございます。

○**迫田座長代理** 続きます、国土交通省、お願いします。

○**桑田課長** 国土交通省でございますが、施策が幾つかの分野に及んでおりますけれども、資料3-2の中から、幾つかご紹介いたします。

まず2ページ目をあけていただきますと、2ページ目の上から2つ目のポツで、下水汚泥の話が出ております。

国土交通省全体で、バイオマスというと、下水関係というのが非常に大きな分野でございます、下水汚泥、下水というのは、ある意味バイオエネルギーの塊みたいなところがございます。ここで「事業制度や計画手法等についての評価・検討を行う」とありますが、具体的に新しい事業の枠組みとして今進めようとしてございますのは、要は下水汚泥を活用できるということになると、逆にいうと、それは採算ベースに乗り得るということでございますので、PFIなどを活用して、民間の企業の皆様方の活力を活用しながら、下水汚泥の有効利用を図る。そういった制度を新たに進めていこうというのが1つでございます。

す。

それから、4ページ目をあけていただきますと、4ページ目の(2)の①の下から2つ目のポツで、「水運等を活用した環境負荷の小さい静脈物流システムを構築する」とありますが、従来からリサイクルポートという形で、いわゆる静脈物流の海運のシステムというのを整備しつつありますが、その中で、バイオマス、例えば木くずとか、そういったものを輸送してストックする。そういった施設整備の推進といったことを支援しているところでございます。

それから、5ページ目の上から4つ目のポツ、実は北海道関係、今回は洞爺湖サミットも開かれるということで、いろいろと地元のバイオマスを利用して活用していこうという取り組みを進めようとしているところでございます。

その中でも1つ紹介いたしますと、寒冷な北海道に適した、かつ食料需給に影響しないバイオマス資源の活用ということで、具体的には、エゾノキノヤナギという柳の一種なんですけれども、それがこういった活用に向いているといった話もございますので、そういったものが活用できないかといったことを積極的に行います。

あと1つ、9ページ目の下から3つ目のポツですが、「高濃度のエタノールを混合した場合の安全性能・環境性能について」という、いわゆるE10に関する話でございますが、これにつきまして、昨年の秋でございますが、E10を使った自動車を公道で試験運転できる。そのための必要な技術指針を整えたところでございますが、実際にそれをやってみようということで、実はこの2月、3月、それぞれ1つずつ、そのような公道試験に向けての認定を行い、それを進めていこうとしているところでございます。

以上申し上げたことは、参考資料のほうの22ページから、国土交通省関係の予算ということで出ております。ここに若干のコメントがございますので、またお時間があれば、ご覧いただければと思います。

以上でございます。

**○迫田座長代理** では、最後になりましたが、環境省、お願いします。

**○室石調整官** 環境省でございます。

時間の関係もございますので、手短かに、まず5ページ目をご覧ください、一番下のポツでございます。環境省は廃棄物を所管しておる省庁でございますが、生ごみ等の廃棄物系バイオマスの堆肥化、飼料化に加えて、メタン回収と焼却・熱回収を複合的に行う施設、廃棄物処理施設等の整備を促進することによって、バイオマスの利活用を引き続き進めて

いきたいと考えております。

それから、7ページでございますが、(4)①の下から2つ目、上から行くと7つ目ですけれども、京都議定書の目標達成計画。これはまさに今、改定作業がほぼ最終段階に来ておりまして、3月いっぱい改定して閣議決定という予定でございますが、この中におきます導入目標を達成するために、バイオマス発電とか熱利用等のそういった率先導入を行う地方公共団体や民間事業者に対して、引き続き支援をしていきたいと考えております。

それから、8ページでございますが、④輸送用燃料の3つ目のポツでございます。これは既に経済産業省や国土交通省等々からもご説明がございました部分もありますが、E3の実証事業につきまして、19年度から、私どもは大阪のほうで荷役も含めてやっております。そういったところでの取り組みを引き続きやるとともに、ここにE10のことは言葉としては書いてございませんが、E10についても、先ほど国土交通省からご紹介ありましたように、実際に公道で走れる車がナンバーを取っていただいたということでございますので、それをお借り受けしながら、20年度は、私どもも実証走行をやらせていただきたいと考えておるところでございます。

以上でございます。

**○迫田座長代理** 本当に手短に、簡潔にお話しいただきましてありがとうございます。

それでは、まず自由討議に入ります前に、今、一気にご説明いただきました議事の(1)から(3)について、個別にご意見あるいはご質問をお聞きしたいと思っております。

まず最初は、議事の(1)で、農林漁業バイオ燃料法案についてですが、これにつきまして、委員の皆様からご質問とかご意見がございましたらお願いします。

**○前川委員** この農林漁業バイオ燃料法案の中で、木質ペレットを表現されていたようですが、欧米ではアグペレットという表現で稲わらとか麦わらとかから作っている。これを対象にしているかどうかということではちょっとお聞きしたいのと、対象としないと、ちょっと広がりがないんじゃないかという意見です。

**○下村室長** 貴重なご意見ありがとうございます。私ども、そもそもこの法律全体では、バイオ燃料、農林漁業から発生するあらゆるバイオマスを視野に入れております。ただ、その中で、今回税制の対象とするという場合には、ある程度の技術の熟度とか普及度合いというものがベースになりますので、今回はこのバイオエタノール、BDF、バイオガス、木質ペレットの4つに絞って固定資産税の特例要求をし、認められたというところでございます。

○前川委員 わかりました。ちょっとよろしいですか、別件で。

昨年発表があったのが、アルコールをこれだけつくっていきましようというような、アルコールとBDFを含めてなんです、2030年には10%供給することになっています。その中でちょっと私が聞いたのは、アルコール残滓はどうするのかという話をしたところ、DDGSがあるから、問題ないでしょうということをおっしゃったと思います。

現在2～3カ所、農林サイドでは3カ所ぐらいですか。それから、7カ所のエタノールの試験生産をやっておられると思いますが、この中でDDGSを対象にした試験はどうなっているか。

それから、最近ではアルコール協会が検討をしているリグノセルロース系のエタノール生産で、そういう観点がなかった。米国はNRELのほうの数値としては、2030年にはリッター当たり35円程度をねらった開発をしていて、それには確実性があるというような表現が出てまして、そのときに、エタノール生産のうちNREL、米国では約3分の2をセルロース系のエタノール、またはグリーンディーゼルといいますか、そういうもので占めていこうというのを、具体的にもう発表されてますよね。

その裏には、私が思うのに、日本では大体今のお話の中ではずっと発酵法が主流になっていると思いますが、リグノセルロースも、前段で酵素を使って糖に変換しますね。そういうやり方なんです、どうも米国の手法は、去年も池上先生からちょっと意見があったかと思いますが、熱分解法や水熱反応等を使った、そういうような技術の開発がなされていて、それがかなり裏に流れていて、その実現性が高いというふうに我々も文献等では探っているわけなんです。

農林水産省のほうのこの法案の中でもいいんですけども、その辺のところをどういふふうに対応して考えているかというのをちょっと聞きたいわけです。実際には、2030年までは、相当量の非食料のもので持っていこうとしていますよ。そういったところについての技術の裏づけは、発酵法では、入っているだろうけれども、出ないんじゃないかということで、そこらあたりの見解をちょっと聞きたいということです。

○下村室長 まず最初、DDGSについてのご質問をいただきました。これにつきましては、現在3カ所、北海道2カ所、新潟1カ所でやって、実証プラントの整備が始まっております、実際建設できますのは、建設して物が出てくるのは来年、一番早くて来年の初め。大きい北海道の2カ所については、年度が変わってからということになるかと思っています。そんな感じで動いていくと思います。その中では、当然DDGS、飼料としての

利用についても検討課題の1つということで、今、事業主体のほうで、そういうのもいろいろ想定して検討が進められている。

セルロースにつきましては、これはむしろ私が先ほどご説明させていただきました来年度の事業で、ソフトセルロースの事業がございます。これも公募型の補助事業ということでやるわけですが、公募して実証される方には、その副産物、この場合はえさなのか、あるいは肥料という形になるのかもしれませんが、副産物の活用というものは、資源の有効利用あるいは全体的な経営収支ということを考えた上でも非常に重要な要素になると考えておりました、事業実施に当たっては、その辺を考慮していただきたいと思います。と我々としては考えております。

それから、変換方法につきましては、セルロースについては技術的には硫酸法ということですが、これについては私どもの研究サイドのほうでも、発酵法だけではなく、いろいろな方法について検討しております。

セルロースの件につきましては、実は私ども農林水産省と経済産業省が共同で、セルロース由来のバイオ燃料に関する技術革新協議会、これは民間主体の協議会、私どもが連携というか、サポートするという形でやっております、その中では発酵法に限らず、いろいろな技術開発を扱っております。発酵法だけに絞っているわけではないということです。そこは間口を広げて、いろいろ検討しているということを申し上げたいと思います。

**○前川委員** それに関しての2030年までの積み上げというか、予測というか、それは大体どういう割合で入ってきているかというのをもう少し明確にしないと、なかなか賛同を得られないんじゃないかというふうに思っています。

**○下村室長** その中で、まだ各省全体の合意というところまで行っていませんけれども、昨年 600万キロリットルというのを、私ども農水省の試算ということで、国内のバイオマス資源を使って生産する場合どうか。資源の賦存量、それから、利用可能量をもとにした試算ではございますが、それでは約3分の2がソフトセルロース、ハードセルロースというような試算をお示しさせていただいているというところであります。

**○迫田座長代理** ほかのご質問等ございますか。

**○松見委員** 今の前川委員の少しフォローアップですが、先々週、アメリカのワシントンで再生可能エネルギー国際会議というのがありましたので、それに行ってきたのですが、海外、特にアメリカがまたまた大変なスピードで動いておりました、先ほどの原材料の問題と技術の問題において、非常にショッキングなぐらいの動きがあるので、簡単に項目だ

けでも申し上げたのですが、技術的にはスピードが非常に速まっています。

デュポンのような大手メーカーで、2020年ごろにセルロース系のバイオマスエタノール技術が確立されるであろうといわれていたのが、大体8年～10年前倒しになりつつある。デュポンが、2012年にはコマーシャルベースでセルロース系のバイオマスのエタノールを生産することになるだろうというようなことを発表しています。

もっとびっくりしましたことは、前処理、糖化あるいは発酵というふうな、我々が今日本で考えている酵素の問題も含めて、そういうプロセスを全く飛び越える新しい技術が開発されている。これは一旦ガスにして、後はガスから直接エタノールに。あるいはガスから、今度は直接にガソリンという技術を開発したベンチャーが出てきていまして、そこにGMが投資する、カーギルが投資する、シェルが投資するということで、必ずしもベンチャーだから疑わしいのではないかということではなくて、代表的な有力企業がそこに投資をして、ガスから一挙にエタノールあるいはガソリンに持っていく。我々はC5とかC6を一生懸命研究しているのですが、とんでもないようなアプローチを既に米国勢が開発しているということもありますので、これもご参考に。

最後に原材料でございますが、これも今回世界中から集まった会議において、セルロース系のエタノール、バイオマスを使ったディーゼルあるいはエタノールが重要であるということは、これはもう論をまたないことでありまして、今やコーン云々の話じゃないことは皆様ご承知のとおりですが、それじゃ、セルロース系のバイオマス原材料とは何なんだということで、一番指摘されましたのが、ジャトロファと藻、アルジーでございます。

したがって、日本もいろいろな原材料を広く薄く使うというアプローチも必要であります。あくまで日本として、自前でバイオマス燃料を、バイオマスエネルギーを確保していくためには、狙いを絞る必要もあるのではないかと思います。

そういう意味で、農林水産省にお聞きしたかったのは、藻の問題が日本でいろいろ出てきているかどうか。これはアメリカに限らず、いろんなアジア勢も含めていろいろな国がアルジーの問題に相当真剣に取り組んでおりますので、この点ちょっと我々としてどうするか、状況をお聞きしたいと思えます。

以上でございます。

**○下村室長** 農、林、水とある中で、はっきり申し上げまして、水産の部分というのはなかなかまだハードルが高いということで、進度からいきますとちょっと遅れております。ただ、日本は海洋国でございますし、水も豊富だということで、これは水産庁のほうでも、

バイオマスからのバイオ燃料の製造ということは当然ターゲットに入れておきまして、これについても取り組んでいく。ターゲットから外しているわけではございませんので、ご了解いただきたいと思えます。

**○迫田座長代理** 　とりあえずそのぐらいいにして、ほかに議事の（１）に深く関与するご質問、ご意見ございますか。順番に聞きます。

**○藤井委員** 　今ずっと伺いながら、バイオマス・ニッポンがスタートしたときのことを思い出しているんですが、下村室長のご説明の背景の中に耕作放棄地が39万ヘクタール。それはもっとすごい勢いで増えると思えます。

そういう中で、スタートは、もっともっと地域に根差したバイオディーゼルが話題になっていました。今、圧倒的にバイオエタノールの話になっていて、そして、国の施策の中でも、バイオエタノールは丸抱え、バイオディーゼルは結構小さなプロジェクトが北海道から沖縄までありますが、自己努力でせよというのがほとんどなんですね。一部各省庁のプラントが、プラントの形では設置されていますが、それは必ずしも地域の住民とうまく組み合っていないので、集める、つくる、使うというところの仕組みがいない。

そういう中で、もう少し地域評価を持っているBDFを含めてのそのところも、品種改良についても同等のというか、そういう動きをぜひ加速していただきたいと思えます。でないと、今、松見委員からジャトロファの話も出てきましたが、カンボジアを含めて海外でジャトロファの話が出ていて、基本的に海外から物を持ってくる。まず国内資源で、国内燃料をとということがどんどん崩れていくのではないかという懸念がありますので、その辺のところを、常に原点に戻りながら、しっかりと議論をしていったらと思っているところです。

以上です。

**○迫田座長代理** 　どうもありがとうございました。何かコメントは。

**○下村室長** 　ありがとうございます。我々も同じ問題意識を持っておりまして、例えば、今回、確かにバイオエタノール予算が多くを占めております。というのは、今まで日本になかった技術、技術的なハードルとか、こういったことを考えて集中投資をしているわけですけれども、今回の法律に当たりましては、バイオエタノールだけではなくて、バイオディーゼル、木質ペレットあるいはバイオガスといった、まさに地域で生産し、地域で流通する燃料というものも、我々としては同様に大事だと考えております。

予算につきましても、来年度の新しい予算といたしまして、地域で菜の花を植えて、そ

れを農業機器に使うような実証実験でありますとか、漁船で漁をしてとれた食用に向かない小魚の油を使ってバイオディーゼルをつくるとか、こういった取り組みというのも非常に大事だと思っておりますので、その辺はしっかり進めていきたいと考えておりますので、よろしくお願ひいたします。

**○富士委員** バイオ燃料のモデル実証事業につきましては、先ほどありましたように、JAグループ北海道、それから、JA全農の新潟でまさに取り組んでいるわけで、この法律については賛成ということでありましてけれど、今の世界の穀物の需給状況、価格の高騰を見ますと、食料とバイオ燃料原料との争奪、それから、国と国との、輸入国同士の食料の争奪といい、そういう様相で需給の逼迫と価格の高騰があるわけで、そういう意味からすれば、まずは食料用、飼料用に、農産物は優先的に利用されるべきだというのが基本というか根本に置くべきだと思います。

そういう意味で、先ほど下村室長から説明がありましたように、これからのバイオエタノールの原料手当てが3分の2がセルロース系だとのことですが、3分の1がまだ食料、そういうものを原料調達目標として持っているわけです。ただ、これもセルロースのほうの技術革新がさらに進むとか、いろいろな技術革新によって、3分の1の食料原料を使わなくてもいいようになってくる可能性があるわけで、そういう意味では、この計画の技術革新や世界の状況を踏まえて、そういう調達計画みたいなものを見直していくのかどうかですね。そこをちょっとお聞きしたいんですが。

**○下村室長** 非常に重要なご指摘だと思います。アメリカの状況というのが、バイオ燃料を世の中にとっていいこととして始めたのが、結局、食料価格の高騰とか、こういった大きな問題を引き起こして、逆に評価されるようになってしまっている。こういうことはあってはいけない。

先ほど日本型バイオ燃料ということを申し上げたと思いますが、あくまでも食料と競合しないということが大前提に進めていく。人が食べるものが優先順位として第1位であり、次が家畜、自動車の口に入るのは最後。この順番をきっちりやっつけていかなければいけないなというのは、我々も同じ考えであります。

そのためにセルロース系をきっちりやっつけていかなきゃいけないし、法律の推進に当たりましたが、食料供給などに影響を与えないように、その辺をきっちり審査をして進めていきたいと思っておりますので、今後ともよろしくお願ひしたいと思っております。

○高橋委員 先ほどいろいろな耕作放棄地の問題とか食料との競合の問題とかが出てきましたので、関連で1つご意見を述べさせていただきます。

耕作放棄地が多いということはそのとおりですが、これは、つくる人がいないから耕作放棄地になるわけですね。農村部、特に少子高齢化でほとんど若い者がいない。労働力がない。今65歳以上、75歳以上の農業労働力が中心になっているわけです。したがって、どうしても耕作放棄地が増えざるを得ない。

そういうところへもってきて、さらに食料との競合を防ぐためには、未利用バイオマスというのが第一にあったのですが、例えば稲わら、つくる人さえいないのに、稲わらをどうやって集めて、何するんだという人の問題、人の確保の問題ですね。それが非常に重要で、それと一体的にこの事業を進めていただきたい。

それは、最終的にはこういうバイオマスの事業は、地域に新しい産業を興す、あるいは地域活性化につなげるということで、そのようにぜひやっていただきたいのですが、それはただこのバイオマス関連の事業そのものだけをやっていけば到達できるものではなくて、農村政策全体といいますか、地域政策、定住政策、それとの連携をとってこういうものを進めていただきたい。

そうでなければ、今いろいろな競合の問題がありましたが、労働力も競合しますので、バイオマスへの供給が有利だと考えれば、農家はそちらのほうに流れてしまう。食料生産に注ぐ労働力が削減される。ますます食料の自給率が低下するということになりますので、全体的な総合政策の中で、バランスをとりながら、この政策も進めていただければと思います。

○迫田座長代理 どうもありがとうございました。とりあえず議事を進めさせていただきます。また質疑応答の時間は十分とれるかと思えます。

次の議事(2)の品確法についてのご説明もありましたが、ご質問とかご意見がある方はご発言ください。

○前川委員 2006年に公表しましたBDFについての意見なんですけれども、環境省のほうで公表したウェルトtoフューエルまでを想定したBDFのLCAの解析を見ると、廃食用油のBDFのギガジュール当たりのCO<sub>2</sub>の排出量というのは、軽油を100%とすると28~29%ぐらい。

休耕地の菜種生産原料では41~42%になると示していて、そして、その比較の中でBDFを輸入した場合は21~22%ぐらいの排出量なので、どちらかというとな輸入したほうがい

いんじゃないかという表現をとっているんですね。

これについて、さっき富士委員も多分コメントしたと思いますが、そういう落差があったとしても、不利な休耕地、菜種油の生産というのを評価していくべきじゃないかということで、ああいう報告書が出ると、それがひとり歩きするので、かなり厳しい報告書かなというふうに見ていたんですね。

もう1つですが、廃食用油は我々実際に使ってみると、ばらつきがあって、中の脂肪酸の分布が非常に悪い。現在使っている自動車のエンジンはコモンレール型のポンプを使っていますので、その中は1,000気圧ぐらいになりますよね。昔のボッシュ型だとある程度こなせるけれども、それとはバランスが悪くて、例えば白煙が出てきたり、非常に問題が出てくる。

そういうようなことについて、これは国土交通省のほうだと思うんですが、品確法として、どういうふうにそれを評価していくのかというのを、具体的な盛り込み方を聞きたいわけです。

例えば菜種油だったら、菜種である程度組成分布はわかるわけです。だけど、この廃食用油ではなかなかわからない。このために現場で非常に混乱する。その辺のことについての見解をちょっとお聞きしたいということです。

この2点です。

**○室石調整官** 環境省でございますけれども、委員のご指摘は、多分エコ燃料の報告書（「輸送用エコ燃料の普及拡大について（平成18年5月エコ燃料利用推進会議）」）だと思うんです。

**○前川委員** そうです。

**○室石調整官** 昨年出ささせていただいた。あの中で、エタノールとバイオディーゼル、BDFのLCAの検討をさせていただいておまして、エタノールのほうでも、輸入しても大丈夫という結果は一応出ております。

ただ、私ども実際やっておることとしては、輸入はしておらず、あくまで国産のほうの、エタノールもそうですし、それからBDFのほうも、京都等々で技術開発のほうで応援させていただいているということでございまして、客観的な事実とすれば、例えばエタノールも、市場的な国際価格を考えますと、バイオエタノールの価格というのは、ブラジルから買えばかなり安いんですけれども、私ども、だからといって輸入しているわけではありませんで、その辺確かにひとり歩きという言葉がございましたが、それは私ども自体の、

今環境省としている事業内容を、その背景も含めてもっとしっかりPRしていくというところが不足していたということで、反省したいというふうに思います。

○**迫田座長代理** 次に、BDFの品質についてはどこが。

○**前川委員** 特にポイントは、廃食用油についての品質の確保をどうするかということです。

○**池上委員** 実は今のような問題に関連しまして、昨年3月に、各省庁のご支援もいただきながら、全国バイオディーゼル燃料利用推進協議会というものを発足いたしました。

バイオディーゼルは、原料が多種多様ですから、それをむやみやたらに製造して、こんなので動くだろうということをやりますと、本日も資料にも書いてありますが、いろいろなトラブルが起こるんです。ですから、そういうトラブルは、いろんな知見を寄せ集めて、なくするような努力をしよう。そのためにはどういう要件が必要かということ、現在ガイドラインの形で進めております。

先程、前川先生がおっしゃったように、廃食用油というのは非常に難しいとのことですが、実は、京都市なんかですと、いろんな廃食用油が出てくるんです。すると、それが混合しますと、割りと均一で、しかも100万都市ぐらいですから、年中同じような品質になるんです。

だから、そういうメリットもありまして、余り小さいところでこちゃこちゃやるよりも、これは藤井先生に怒られるんですけど、そういうふうなまぜ合わせ、混合の効果というのがあるって、そういったところの知見も得てますので、その協議会がそんな活動をやっているとぜひご認識いただければと思います。この3月に次の会議で、そういうガイドラインをその中で認証していただく予定。

ただ、先程も品確法の話がありまして、5%までしかだめというふうな話が出ておりまして、さもないと100%入れなきゃいけない。100%燃料をBDFを使うとトラブルが多くなるのは当然なんです。ですから、アメリカもそうですが、20%ぐらいが良いところ合。そんなところもできるようにしようと思ったんですが、どうしても品確法に触れるからだめというご指導をいただきまして、今、そういった問題を抱えているということもつけ加えさせていただきます。

○**前川委員** 関連で、ニートで使うことでトラブルが多いというのを言ったつもりだったのが、ちょっと言い損ないましたけれども、とにかく100%で使うというところでトラブルが比較的出ているんですが、それをまぜると、今度は軽油引取税の関係があって、そ

れのところで32円何がしかが関連します。それで、無理やり皆さんは100%で使おうということをする、大きなトラブルを起こしている。そこをどういうふうに品確法の中でクリアしていくかということを知ったわけですが、実際はそういうことです。

**○池上委員** おっしゃるとおりで、100%は危ないんです。バイオディーゼルの一番悪い点が出てきますから、危ないんで、軽油で少し薄めたものを使うのをお勧めするんですが、B5以外はだめだとおっしゃるので、そのところは今ちょっと困っております。

実際、京都市でも20%で動かしているんですが、ぜひ経産省のほうにお願いですけれども、そういうものを認めていただくような形がとれないものかというふうに申し上げておるところです。

**○迫田座長代理** わかりました。ETBE、E3、10、それからE85、100、B5か10、20、諸外国を見るとさまざまあるんですけれども、このテーマにのめり込みますと、あと50分ぐらいすぐたちますので、とりあえずちょっと置いておいて、BDFあるいはエタノール以外のことでご質問願います。議事(3)で、各省庁から極めて簡潔に20年の具体的な行動についてご説明いただいたわけですが、何々省にご質問という形でもよろしいし、そうでなくても、どの省からでもということでも構いません。ご質問があれば。

**○河原委員** 2点お伺いします。

1点はバイオガソリンのことですが、来年度から税制で普及を後押しするというところですけれども、規格については依然としてETBEと直接混入という2つの方式が並存しているわけですね。それによって販売の現場が混乱を来し、あるいはあつれきが生じているということも事実だと思います。

それから、狭い国土の中で2つの方式、規格が並存並走することは、どう考えても効率的じゃないと思うんですが、この点、関係所管省庁、環境省と経済産業省はどのようなふうにお考えになっているか。並存並走でいいと思っているのか、変えなきゃいけないと思っというらっしゃるのか、その点明確にお話を伺えればと思います。

それから、もう1つ、行動計画の最初に出てきている「国民的理解の醸成」というところですが、推進のPRだけじゃなくて、バイオマスの利活用に対する懸念、不安、そういったものに答えていくことも、推進にとっては非常に重要ではないか。

例えば、再三いわれているスーパーとガソリンスタンドが穀物を奪い合う構図で語られていることに不安を感じている国民は多いと思います。カーボンニュートラルの話について

ても、本当にそうなのだろうかと疑念を持っている人もいます。

そういったことにしっかりと答えていかないと、なかなか前へ進む力というのは加速されていかない。その辺は、当然おざなりにしてないんでしょうけれども、何かもっと明確に、国民に理解を求める手だてがあってもいいんじゃないかなと思います。その点について、ご見解があれば伺いたいと思います。

**○迫田座長代理** 出るべくして出たご質問でございまして、前者はここで議論できると思われませんが、せっかくのご意見ですので、本日のところのお考えなりを。要するにE3で行くのか、10にするのか、ETBEにするのか。

関係省というとは経産省と環境省ですか。別に省の意見でなくても構わない、個人のご意見で構いませんので、少しご紹介いただいたらと思います。

**○渡邊課長** 方式としては、ETBEとE3と両方あるわけですが、いずれの方式でも、燃料の多様化とか環境問題に資するということで、経済産業省としては、今どちらにするか、ETBEでやるか、E3でやるかと決めているわけではないわけです。

それぞれメリット・デメリットがあって、例えば直接混合方式であれば、どちらかというとは地産地消型でやる取り組みに向いているんだろうと思いますし、そういう意味ではE3でもいいのではないかと考えています。

いずれにしても、今実証の段階でございまして、経済産業省としては、そういう実証事業を引き続き進めていくというふうに考えているところでございます。

**○室石調整官** 今、経済産業省がおっしゃったのとほぼ同意見でございしますが、私ども地球環境問題という部分も扱っておるものですから、そういう意味で、現在の目標達成計画の中で、50万キロリットルという目標がございまして、それを達成するという部分を考えても、今の段階では両者で行くということで考えているところでございます。

**○迫田座長代理** 今日のところはそのぐらいで、私も個人的には考えるところはありませんが、ちょっと控えます。次に本当にカーボンニュートラルなのかと言う点と、いわゆる食料との競合の点。これらは個人的には、アメリカのトウモロコシからのエタノールの話がマスコミ等に頻繁に流れることが原因の1つかなとも思いますが、これはどなたか。

**○下村室長** 我々も同じ懸念、同じ問題意識を持って、どうやったら一番効率的に、国民の皆さんにそういった状況をご理解いただき、あるいは一緒に悩んでいただけるのかなということを考えております。

結論からいえば、地道な活動をどう続けていくのかということでありまして、我々、で

きるだけ外に出てお話をさせていただく機会を増やすということで、本日の資料、後ほどご覧いただければと思うんですが、明日、「日本型バイオ燃料サミット」ということで、大手町のサンケイプラザホールで600名の皆さんに集まっていただきまして、そういった食料の問題、バイオ燃料がなぜ必要なのか、それは本当に価値あることなのかというようなシンポジウムを開かせていただこうと思っております。

昨年春と秋、2回にわたりまして、私ども農林水産省の地方支分部局、直接以外も含めると9つありますが、それぞれのブロックごとで、1会場200名前後の方々に集まっていただき、私どもの幹部が直接伺わせていただいて、バイオ燃料についてお話をさせていただいております。

それだけで本当にいいのかというお話があろうかと思いますが、こういった地道な活動を、これからも各省とも連携しながら進めていきたいと思っておりますので、またいろいろ良いお知恵がありましたら、アドバイスいただければと思います。

**○迫田座長代理** マスコミ、テレビ、新聞、インターネット、その辺に、あえて例を引きますと、アメリカのコーンのいろいろなことが報道されて、向こうの方から情報が押し寄せるわけです。

私も、こんな仕事をしているからいろいろなことも情報が入りますけど、普通に家で新聞を読んでいてもそれは目に入る。一方、地道な取り組みと言われたのはまさに共感しますが、そのことはなかなか見えやすい状態になっていないということもあると思います。ですから、今のご意見はそういうことかなと思いますし、私もちょっと加えていただいて、この会議でそういう意見が出たというのを覚えていただきたいと思っております。

余計なことをいったかもしれませんが、もう開放いたしますので、ほかにどんな話でも構いません。なるべく皆さんに機会をとという方針のようなので、せっかくお集まりですので、レギュラー組はちょっと待っていただいて。どうでしょうか。

**○赤池委員** E3のお話が河原委員からありましたが、そもそもE10以上のモビリティのバイオ燃料を集められるかという前提はあるものの、例えば島嶼部ではE10以上のモビリティが走る可能性がありますし、今後の技術開発を考えたときに、エタノールフレキシブルモビリティの技術課題や経済課題を解決する研究開発の支援、行動計画の中で唱うべきではないでしょうか。

2点目は、「国民的理解の醸成」についてですが、私はこのバイオマスの問題は、生物多様性の第3次国家戦略を受けて、2010年のCOP10との関連の中で、バイオマス施策と

か生物資源利用の意義をきちんと周知させる計画をつくるべきだと思っています。

特にその中で重要なのは、生物多様性といいながら、どこの省庁もまともに取り上げていないのは、遺伝子の多様性の問題だと思うんです。逆にいうと、エネルギー作物にかかわる遺伝子の多様性研究の意義は、バイオマス・ニッポンにとっても、戦略的な広報コンテンツになると考えているので、ぜひC O P 10の広報プロモーションの中で、明確にバイオマス広報の戦略を位置づけ、エネルギー作物に関する遺伝子資源や遺伝子改変技術の重要性を安全な推進利用の意義を含めて周知させるという流れをぜひ考えるべきだと思っています。

もう1つ、それに関連して、先ほども特にリグニンを含むセルロースのエネルギー化、ガス化のお話もありましたが、日本がもともと持っている農林水産ゲノム系の知財を戦略化するというのが、バイオマス・ニッポンの重要な基本戦略だと思っています。

先ほど松見委員からご提案があった藻類もそうですし、シロアリの共生菌酵素を利用したセルロースの燃料化など、昆虫関連のゲノム研究も大切です。そうしたゲノム知財の民間活用を奨励させていくいろいろな施策についても、私はぜひ文言として唱っていただきたいと思っています。

以上です。

**○迫田座長代理** 今のご意見に対して、こちら側は何かありますか。

**○西郷課長** 生物多様性の施策について、もっとインテグレーションすべきだというご意見、特にその中で遺伝子組換えとか、そういった技術の導入について、バイオ燃料作物について考えていくべきだ。おっしゃるとおりだと思います。

確かにC O P 10が調整がほぼ決まりそうということもございますので、いろんなことを考えて、バイオ燃料に係るゲノム知財を戦略化することは思いが至っておりませんでした。ただ、あの条約もすごく多岐にわたっておりまして、ちょうど今カルタヘナというところで、カルタヘナ議定書の会合をやってございます。

遺伝子組換え作物を持ってきて、それは環境に悪いことをしないということがわかった上で持ってきてやったときに、それでも何か起きてしまったとき、だれが責任を持つのかという相当厳しい議論もやっているわけでございますけれども、そのような議論は余り国内にも出てきてないところもあります。

そういったことも行われているという中で、リスクと便益の関係とか、そういったことにつまましてのコミュニケーションなども深めてまいりたいと思ってございます。ただ、

バイオ燃料について、どういうふうにやっていいかということにつきまして、今後の課題として勉強させていただきたいと存じます。

○熊崎委員　このバイオマス・ニッポンの中で、木質ペレットの話が資料の中にちゃんと出てきたというのは、初めてじゃないかと思います。木材のほうから見ましたら、現在の技術で木材からエタノールなどの輸送用燃料を作るというのは大変なことで、コストもかかりますし、それに現在の最善の技術をもってしても恐らく木材の持っているエネルギーのせいぜい2割くらいしか、輸送用燃料に変えられない。

木材の一番自然な使い方というのは、ここにありますように木質のペレットやチップで熱を生産することです。ペレットやチップの直接燃焼で木材のエネルギーの8～9割が有効な熱に変えられる。この熱を使って、現在暖房用とかハウス園芸の加温用などいろんなところに使われている重油を節約し、そこで余ってくる石油を、もっと効果的なところに使っていくというのが当たり前の戦略じゃないかと思うんです。

近年、石油価格の上昇を背景にしてヨーロッパ等では木質ペレットの消費が猛烈に伸びている。なぜペレットが伸びているかというと、木くずをペレット化することで非常に均質な燃料になるからです。形は小さなカプセル状で取り扱いやすくなり、含水率も大体10%ぐらいで均一になる。そのうえ、エネルギー密度が高くなるものですから、今では家庭用のストーブから始まって、中小規模のボイラー、さらには発電用にまで広く使われるようになりました。

やっと日本もこのペレットの生産、消費が増えてまいりまして、去年の秋に木質ペレットを生産している業者の人たちと、ペレット焚きのストーブとかボイラーの燃焼機器をつくっている人たちが一緒になって日本木質ペレット協会というのをつくりました。協会設立のきっかけとなったのは、去年、おとし2年かけて、ペレットの品質規格をつくったことです。ペレットというのは、木を細かくして固めただけのものですから、比較的簡単にできる。しかしこれは部屋の中で燃やすわけですから、安全や健康を損なうようないい加減なものでは困るわけで、最低限守るべき品質の基準を求められるわけです。

やっとその規格が日本でもできて、ペレットの生産者と燃焼機器のメーカー40社ほどが参加する協会を軸に、規格の自主運営を始めました。つまり、この規格をベースにして安全なペレットをつくり、安全で効率的な燃焼器具をつくる。だから消費者の皆さんも安全に使ってください、ということです。

再生可能なエネルギーの普及というのは、エネルギー政策を担う役所の仕事でもあるわ

けですけれど、こういう格好で業界が自主的に動いていくということもすごく大事なことで考えています。これからは、行政と業界とが連携をとりながら、CO<sub>2</sub>削減を目指して努力すべきではないでしょうか。

日本ペレット協会は、業界の人たちの集まりですから、私は本当は関係ないんですが、初代の会長はお前がやれということで、会長を努めています。行政とのつなぎ役をやらされるものですから、またひとつよろしくをお願いします。

**○富士委員** 地域循環型という意味では、農水省のやっているバイオマスタウン構想の取り組みというのは重要だと思うのですが、目標数300の構想で今、105ですか、それで22年ということなので、目標達成に向けて、今、進捗状況はどうなっているのか、大丈夫なのか。それから、政府全体との関係で、目標300に向け今後さらに取組を拡大していくとか、そういうお考えはあるのかどうか。その辺をちょっとお聞かせ願えますか。

**○下村室長** 実際始まりましたのが、第1回目が平成17年で、17、18、19と来まして、今、2月末現在で105。これが、現在申請手続に入っておりますのを積み上げますと、この年度末までには約130～140ぐらいには行くような見込みでございます。

これをあと3年間で300まで持っていければなという目標を立てておりますが、まず300という目標に向けそれなりの、最近、100を超えて、ある程度効果が出てきたのかなど。いろんな方がバイオマスタウンというもの自体を、ご認識はいただけるようになってきた。特に自治体の方から、どうしたらバイオマスタウンというものになれるのかとか、そういう照会も増えているので、環境としては大分整ってきてはいるんだろうと思います。これを300まで何とか持っていきたい。

とはいいながら、質だけでなく、地域によって、例えばバイオマスの変換施設をつくるのに、それぞれの市町村ごとでつくるよりも、隣り合った市町村が連携した取り組みをすとか、広域化の取り組みとか、こういったようなことも今後はあるのではないかと考えて、我々としてはいろいろ勉強していく必要があるというふうに考えて、その方向で内部での検討を始めているという状況でございます。

**○迫田座長代理** 先ほどからエタノールの話とBDFの話が活発に行われていますけれども、私も今のご意見に全く同じで、バイオマス・ニッポン総合戦略というのは、燃料も大事ですけど、「バイオマスタウン」と称する地域の取り組みというのは、2002年に決めたときからずっと言っていることなので、こちらのほうも連携して進んでいるとは言えますけれども、先ほど言いましたように、外から見るとは必ずしも言いがたい。その名

物になるような仕掛けを、別に農水省だけじゃないんですが、口を出すというのじゃなくて、教えてあげる、お手伝いするというのもあっていいかなと、実施する立場にも立つ私は思います。

**○前川委員** バイオマスタウンについては、海外も、アジアの方は結構よくわかっていて、バイオマスタウンを見習いたいというところも出ているんですね。その宣伝の状況を聞きたいなと思ったのと、資料3-2のところに「アジア等海外との連携に関する戦略」というのは、どなたも説明されなかったような感じなんですけれども、その状況はどうかということ。

2点目は、現在、実際はクリーン・デベロップメント・メカニズムの継続を発展途上国は望んでいるんですけど、日本政府は何を言っているかということ、環境省、この間鴨下大臣が言われたのは、「セクター別アプローチ」というようなことで、これを主張していこう。

そうすると、途上国側はむしろCDM型のほうがいいんだと言っているわけですね。セクター別のアプローチというのは、実は海外援助のほうに余りお金が出ていかないところをかなり懸念しているんじゃないかと思うんですね。その辺のこれからの戦略といえますか、途上国に対してセクター別アプローチをいうのであれば、それを説得できる戦略を実際に持っているかというお話をお聞きしたいということです。

この2点です。

**○迫田座長代理** これも農水省でいいですか。

**○下村室長** 今、ご指摘いただいたのは、参考資料1のバイオマス関係予算概算決定の概要、この中の11ページの一番下でございます。⑤「東アジアにおけるバイオマスタウン構想普及支援事業」ということでございますが、実は私どものところに、海外、特にアジア地域から政府関係の方が見えたときに、バイオマスタウンのお話、もちろんBDF、エタノールの話などもされるんですけども、このバイオマスタウンについては、地域にある資源をどうつくっていくか。そういうシステムについて非常に関心を持たれているというような経験がございまして、そういったものを踏まえまして、先生も今おっしゃられたように、東アジア地域でバイオマスタウンというのをつくってみる。そのための支援ができないか。

といいましても、日本の場合には、(社)日本有機資源協会が、バイオマスタウンのアドバイザーというような制度をつくっておりますけれども、そういう専門家がいないと、な

かなかうまくいかないだろうということで、こういった専門家、人材育成の支援をしたり、まず、バイオマスタウンをつくるためには、その基礎となる、こういったバイオマスがあって、どういうふうに使え可能性があるのか。こういう基礎調査。こういった支援を、来年度の予算でございますが、1,900万円で、海外複数地区、まだこれから選定ということになるかと思いますが、こういった予算をもちまして支援をしていきたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

**○迫田座長代理** よろしいでしょうか。環境省。

**○室石調整官** 後半のほうのセクター別アプローチの件でございますが、きのうまで千葉で、まさにG20の場で、最後に鴨下大臣のほうからまとめ的な発言もございましたけれども、今まさに途上国の方々にご理解をしていただいているところでございます。でも、なかなかご理解いただけないという状態でございます。

とりあえず今、平成20年の予算の中で環境省のほうで決まっておりますのは、コベネCDM型の途上国援助の予算については、20年予算に盛り込まれているところでございますが、そちらはもう既に既定路線になっているところなんです、セクター別アプローチのほうのは、まさにこれからの議論でございまして、どこまでご理解をいただいているのか。

例えば、中国、インドを最低限として、そこから先どこまで行けるのかというのはこれからの議論だと思っておりますので、ちょっとまだこの場では、確定的なというよりは、これからのお話だということでお許してください。

**○前川委員** 7月のサミットまでには、ある程度ははっきりするということですか。そうでもないんですか。

**○室石調整官** まさに京都議定書以降のポスト京都議定書というものの議論というのは、まだまだ続いていくものだというふうに思っております。

**○藤井委員** 今の東アジアの話ですが、今までODAで途上国支援をした中で、実は足踏みしているところがありまして、モンゴルです。

多分鈴木宗男議員の時代なんです、モンゴルに、ODAからディーゼル発電機が150基ぐらい設置されているんですね。ところが、化石燃料が大変高くなって使えないという中で、まさにその地域のバイオマスをどう利用してというときに、もしかしたら、海外の今までのところとの関係とか、ここのチームだけではなくて、ここは外務省は入っていませんが、多分このバイオマス・ニッポンを含めて、外務省等の軸も入れていくと、海外

のネットワークは非常に有効になるのではないかと思うのが1つです。

それからもう1つ、国民的な運動という中に、きょう文科省の方に伺いたいんですが、どこのセクションかわからないんですが、文科省でスーパー・エンバイロメンタル・ハイスクールというのがあって、全国の高校生が大変アクティブに、農業系、工業系、それから普通高校もあるんですが、地域の中に入って、結構地域の人たちと一緒に地域づくりに参加しているんですね。

菜の花のプロジェクトの中にも、農業高校、工業高校、相当参加しているんですが、国民的な運動というときに、大学の機関とかそういうところが出てくるんですが、もう一步国民の中に、高校生の非常に若いエネルギーを組み込むようなこともぜひ配慮していただけたらと思います。

以上です。

**○岡村室長代理** スーパー・エンバイロメンタル・ハイスクールの件ですけれども、環境教育の重要性については我々も認識しておりますけれども、そういった件については、高等教育局等にお伝えさせていただくということでご了解願います。

**○下村室長** この東アジアの予算についてですが、これはODA予算ということでやっておりますので、外務省ともその辺はよく連携して、また、先ほどご紹介しましたように、かなり海外からも関心を示されておりますので、その辺のニーズも的確に把握しながら対応してまいりたいと思っております。よろしく願いいたします。

**○青山委員** 先ほど国民的な理解の醸成とかマスコミのお話が出てまいりまして、この場にはマスコミの人たちがいらっしゃるのかどうかわかりませんが、私もその端くれにいる1人として、マスコミからの報道というのは極めてインパクトが強くて、こういった専門家の皆様からお話を伺える国民というのは、ごく限られた人間でしかないんですね。

そして、マスコミの人間というのは、どうしても課題とか問題点を追及するのが使命だと考えているようなところがありまして、マイナス的な要素が強くなってしまいがちなんですけれども、マスコミの人間の中には、きちっと理解をすれば、きちんとそうした報道をする人間もおりますので、まずは、マスコミのバイオマスに対する理解を深める努力をしていただきたいと思います。

先ほどから話題になっているバイオ燃料のお話も、未利用のものを日本独自のバイオマス資源として追求していくという話もなかなか一般の国民には聞こえてこなくて、アメリカの大規模なバイオマスの取り組みのイメージと、食料が危うくなるというイメージが強

過ぎてしまいます。ぜひ今回の法律をひとつのタイミングにして、日本のバイオマスの考え方というのが明確に提示されるというのは1つのいい機会だろうと思いますので、そういった考え方でもぜひアプローチしていただきたいなと思います。

それとまた、こういったバイオ燃料の話もそうですけれども、バイオマスタウンとか地域ごとのいろいろな取り組みに関して、一般の国民たちが関心を示すようなひと工夫というのが必要なんだと思うんです。

今視察で行ってみると、バイオマス施設というのは何となく頑丈で、どこで何がどう起きているのかというのがなかなかわかりにくいところがありまして、余り詳しく説明されても、素人にはちょっとわかりにくいようなところがあるんですね。そういったところを、実際的な商業ベースとか技術開発もさることながら、いま一步理解を深めるような視点で、そういった現場のレベルで工夫をしていただけるとうれしいなと思います。

例えば岡山県の真庭市などでは、木質を中心にした地域地域のバイオマスをツアーにして、一般の人たちに見せるというような取り組みもしております。わからない人間には、目で見るということが一番理解が進み、そして、地域の人たちとお話をするということが1つの良い刺激になると思いますので、ぜひそういった面でもご努力をお願いできればありがたいと思います。

**○下村室長** おっしゃるとおりだと思います。そういったツアー、例えば、京都市のバイオディーゼル施設なども、最近では修学旅行のコースに組み込まれつつあるというようなことも聞いております。

そういった情報発信力という面でも、我々、確かに地道にやることも大切なんですけれども、そういったひと工夫、そういった先進的なところを参考にしてやっていきたいと思っていますので、またアドバイスをお願いできたらと思います。

**○河村委員** ちょっと話は変わるんですが、参考資料3に、2007年度段階での賦存量と利用率というような資料を出していただいています。当然それぞれお考えがあると思うんですが、非常に未利用率の高い、特に一番下の林地残材とかがございしますが、この辺のことに対してどういうふうな取り組みを想定されておられるかというのが、もし関係者の方でおわかりでしたら、教えていただければと思うんです。

**○針原部長** 林野庁でございしますが、確かに林地の中に置き去りにされるものというのが、今後我が国の資源戦略を考えた場合に、一番ポイントといたしますか、ターゲットにすべき点だろうと思います。

実は木材は、今、9,000万立米使っているわけですが、それ以上に蓄積されているということで、有史以来最大の蓄積量を誇っている。ところが、しっかり柱材を出したとしても、根っこが残る、枝が残る。これはまさに高バイオマス、要は付加価値の高いものである。100年前に、石油から様々なものができるというのはだれも想像できなかった。技術的には、石油からできるもので、木材からできないものはないはずでございますので、先ほどアメリカの話も出ましたけれども、そこは技術の力で活用方策を考える必要があるだろうということで、アウトプットのほうは、この中にありますのは12億円の研究を来年から始めるということで、その戦略が3つございまして、プラスチックをつくる、エタノールをつくる、メタノールをつくる。この3つに重点化してまいりたい。

その方法というのは、先ほど出ましたガス化して分解するというのもありますし、酵素でというのもありますし、リグニンを今まで邪魔者扱いしていたわけですが、リグニンをどう活用するか。こういうような3つの戦略で考える。これはアウトプットの方です。

ただ、稲わらを集めるのには人手が要するというのと同じで、重いものを山奥から出してくる。これがまた大変でございます。ですから、林地残材が出ない。今度はインプットの方の改革もやらなければいけないわけでございます。

先ほど出ましたように、山村をきちっと活性化するというところから、人の問題も含めて対応する必要があるだろうということで、今度、山村活性化研究会を起こしたり、要はニュービジネスをつくるだけじゃなくて、地域を良くしながら進めていく必要があるだろう。そういう総合戦略で行っているわけでございます。

もう1つは、山から木材を搬出するという発想を転換することも必要でございます。工場が動き回って山に行って、搬出する必要をなくすという研究も、これからは必要になってくる。すべてこれは科学技術と地域の振興とを組み合わせた総合戦略で、脱石油の我が国では、木材というものを大事にする活動を行っていきたいと思っております。

**○迫田座長代理** ありがとうございます。モバイルファクトリーも頑張ってください。

**○中山委員** 参考資料2で、「バイオ由来燃料導入促進税制の創設」というのが資料としてあります。減税して燃料が安くなりますということなんですが、気になるのは、最終的に減税されて、今のガソリンと比べて、トータルとしての価格がどういうふうになるのかというのをちょっと知りたいなと思うんです。

**○下村室長** ご説明申し上げます。これは1Lあたり1.6円の減税というのをとりあえず出させていただきます。トータルで幾らになるかというのは、試算としてはちょ

っと難しいかなと思っております。

まず、机上の封筒の中に「国産バイオ燃料新時代」という資料をつけさせていただいております。これの8ページをご覧くださいますと、バイオ燃料とガソリンの比較表、コスト表ということで、これもあくまでも試算ですけれども、載せさせていただいております。

ガソリンは卸価格ということで、131円になっておりますが、バイオ燃料、私ども、現在北海道2地区、新潟1地区で取り組んでいるもの、これは目標ターゲットが、エタノール製造価格として100円というのをターゲットにしておりますので、それができれば、ガソリンがリッター当たり131円に対して、そこに混合するエタノールが、およそ100円前後ということで、それだけを比べると価格競争力、もちろん混合費用とかそういうのがかかってくると思いますけれども、そういったのが1つの見方になるのではないかと考えております。

**○松見委員** 先ほど林野庁や委員の方からご指摘があった地域の問題と技術開発について、簡単に強調させて頂きたいのですが、日本の農村、漁山村など地域にあるバイオマスを利活用してエネルギー問題に対応する。それから、もちろんバイオマスタウンのようなものも推進していく。そうすることによって地域を活性化して行く。それがまた、日本のイノベーションに結びついていく。これは皆様ご案内のとおりですが、しかし、それをやるために、日本はどうしても技術開発をしなければならない。

先ほどから来強調されましたように、その技術開発にもっと国として、欧米も相当金を投入していますので、日本としてもバイオマスに関連する技術開発に資金を投入する。その結果として、知財を確保する。国際的な知財を確保しておいて、いよいよアジアに貢献できるものはアジアに出していく。すべてこれは知的創造サイクルみたいな話で全部関連していると思うのですが、この会議での地域活性化ということが、すべて技術開発あるいは知財の問題、それから、アジアでの貢献ということに結びついているということを再認識するというコメントでございます。

質問は、特に農水省だと思いますが、バイオマスタウンは非常に重要だと我々も思います。アジアに対して、バイオマスタウン構想を将来いつか提供するというのを当然考えるべきだと思うのですが、現時点のご判断では、数多くある日本のバイオマスタウンの中で、かなり短期的に海外に提供し得るような構想はあるとご判断されますか。どういう状況か教えていただければと思います。

**○下村室長** バイオマスタウンが、今まで105ございまして、その難易度も関係者の範

困も非常にさまざまでございます。ですから、東アジアの受け入れ現地がどれくらいの熟度にあるのかというのを見ながらやっていかなきゃいけないと思いますが、例えば大分県の日田市のように、いろんな複数のバイオマスから、複数のアウトプットを生み出すようなところもございますし、中には1つのバイオマスに絞って、単品で勝負されているところもあるということでございます。

そのためには、先ほどちょっと触れさせていただきました来年度からの東アジアに向けたバイオマス事業、この中で地域でどういったバイオマスがあるのか、あるいは、どこまで人材が育てられるかというのを見ながら、そこは国内で我々が持っているデータと照らし合わせながらやっていく必要があると考えておりますので、またよろしく願いいたします。

○迫田座長代理      ありがとうございます。時間も余りなくなってきましたが。

○高橋委員      参考資料3を見ますと、先ほどの林地残材等の未利用バイオマスの話がありました。もう1つ大きなバイオマスとして、食品廃棄物が量的に非常に多いんですね。これは、各家庭の冷蔵庫にも、いつの間にか賞味期限が切れて捨てるとか、最近は賞味期限が非常にうるさいですから、そういう製造業者、食品業者での廃棄物が結構あるとか、あるいはレストラン等の廃棄物が結構あるんじゃないかと思えます。

これらはその業界から見れば、いわゆる「廃棄物」ですので、利用という面から見れば有料、金をもらって原材料を引き取って活用できる道もあるんじゃないかなと思いますが、それに対する取り組みは進められているんでしょうかというご質問です。

○迫田座長代理      逆有償のお話ですから、環境省がいいですか。

○紀村課長      環境省の廃棄物リサイクル部でございます。今のご質問との関係でいくと、当然のことながら、バイオマスは非常に重要な施策ということで、おっしゃった逆有償の対応の部分についても、特に事業系の廃棄物の食品に関する部分についてうまく取り扱っていこうということで、関東近辺でもいろんなフレーワークができ上がりつつあるという状況でございます。

今までの議論の流れの中で脱線しますけれども、一言ちょっと申し上げておきたいのは、先ほど生物多様性施策での関係でというお話も出ましたが、実は環境省がやっておりますのは地球温暖化対応、それから生物多様性の話、あと3R、循環型社会の構築というのをやっております。

きょうも実は中央環境審議会の部会があって、第2次の循環基本計画というのが取りま

とめられました。今月中に閣議決定という流れになるんですが、その最大のポイントは、1つは、循環型社会の構築とか自然共生の話とか、あるいは低炭素社会の構築、全部一体としてやっていきたいと思いますという話があります。

また、地域循環圏という概念を打ち出した上で、国内にも物質に応じたような適切な地域循環圏があるんじゃないか。あるいはアジア全体で考えなきゃいけないということでございます。もちろん低炭素社会とかなんとか、いろんなものの統合的な組み合わせということで考えると、非常に重要なのはバイオマスということになっているものですから、計画の中にも何度も何度もバイオマス・ニッポンなり、いろんな施策の中身が書いてございます。先ほど来ご議論になっているようなことについて、かなりの部分が施策として中に盛り込まれているものでございます。

もちろん基本計画でございますので、大体2015年ぐらいを視野にしながら、いろんな施策の中身、基本理念の部分を書いているということなんですけど、今後そういったものを踏まえながら、中身を拡充していきたいと思っております。作成の過程においては、農水省はもちろんなんですけど、経産省とか文科省、外務省、いろんな協力を得ながらやっております。

当然、全体を循環で考えてみますと、バイオマス等についてもそうなんですけれども、バイオマスはどちらかというと地産地消型のものかもしれませんが、東アジア全体で3Rなんかをどんどん推進していこうということで、東アジアの循環ビジョンというのを2012年までつくっていくという流れになっておりますし、個々の協力の部分につきましては、今政府で検討中でございますが、新ごみゼロの国際行動計画というのもまとめつつあります。アジアの各国ごとに、バイオマスも含めてといろいろな展開を進めてもらうという理念のもとに、さまざまな活動をやっていくべく計画の中に盛り込んでございますし、予算面でもさまざまな芽を出しているということでございます。

ということで、いずれにいたしましても、全体のバイオマスは非常に重要だということで、逆有償の部分、それ以外の部分も含めて、何らかの形で政策的にカバーするということをやっているところでございます。

以上でございます。

**○迫田座長代理** どうもありがとうございました。個人的にはあと1時間ぐらいでも会議を行いたいですけれども、そうはいかないようなので短く。

**○前川委員** 今、オブラートに包んだような言い方をされましたけど、実際はリサイクル

ルをやろうとしたり、循環系をつくろうとすると、廃掃法との絡みが大きい。それについては、県に委託しているために、バイオマスタウン構想をやろうとしたときに、ぶつかってしまふ。

そこをちょっとお聞きになったんじゃないかなと思うんですが、もう少しその辺は突っ込んだ答えというか、正しい答えにしてもらいたいです。どういうふうにそれを兼ね合わせていくかという廃掃法との関係です。大体改正食品リサイクル法ではそういうふうになっていますけれども、他はなかなかそうはいかないということを、ちょっとはつきり伝えたほうがいいんじゃないですか。

**○紀村課長** おっしゃったように改正リサイクル法の部分については、リサイクルループをつくるということで、あれだけの規制緩和を行ったということでございます。バイオマスの話につきましては、バイオマスタウンも含めて、今申し上げました基本計画の中にそういったものを進めていこうという趣旨が書いてあるものですから、個々の施策については、今からいろいろ議論しながらつくり上げていくという話になるかと思っておりますので、ニーズ等を踏まえさせていただいて、また、ご議論させていただきたいと思っております。

以上です。

**○前川委員** ですから、そこが、これから考えるんじゃないくて、もう少しはつきりしたことを出していないと、バイオマスタウンの構想をつくりにくいということです。みんな手を挙げないのはそういうところです。私の所属している茨城県も、ちょうどここにあるとおりに全く出ていません。出せないのは、今のところでひっかかってしまうわけです。そこをちょっとはつきり、もう少し具体的に。

**○迫田座長代理** ということで、ご検討をよろしくお願いします。

ちょっと制御が悪くて時間が来てしまいましたが、皆さんまだいろいろおありかもしれませんが、一応予定の議事は終わりましたので、私の役目はここで終わらして、事務局にお返ししたいと思います。よろしくお願いします。

**○下村室長** どうも長時間にわたりまして、活発なご議論ありがとうございました。

本日、委員の皆様からいただきましたご意見につきましては、この場に各省関係者も含めて出席してもらっていますので、きっちりと連携しながら、今後の施策、事業にできる限り反映してまいりよう努力してまいりたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

それでは、本日行われましたこの第10回バイオマス・ニッポン総合戦略推進アドバイザ

リーグループ会合及び第11回バイオマス・ニッポン総合戦略推進会議は終了といたしますが、この議事録につきましては、後日、農林水産省のホームページに公表いたしたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

本日は、大変お忙しい中ご参集いただきましてありがとうございました。今後ともバイオマスの利活用の推進に向けまして、ご指導をお願いしたいと思います。

どうもありがとうございました。

——了——